別紙様式４

随意契約（物品役務等）

見直し計画での記載	見直し計画における措置内容	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数（※契約の相手方が公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）の場合の記載事項）		提案者の数		特別な競争参加資格（※提案者の数が１の場合の記載事項）	備　　考
			名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な事由	移行予定年限					うち農林水産省出身者		うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）		
×	－	平成21年度　農業水利施設の補修・補強工事に関する技術指針検討委託事業代 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局土地改良技術事務所長 水見　洋	埼玉県川口市南町2-5-3	平成21年9月16日	社団法人農業土木事業協会	東京都港区新橋5-34-4	会計法第29条の3第4項（企画競争）	－	－	－	6,814,500	6,814,500	100.0%	5	5	1	1	－	－
×	競争性のない随意契約	職員宿舎建物賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官関東農政局渡良瀬川中央農地防災事業所長松谷孝史	群馬県太田市大島町582-1	平成21年4月1日	－	－	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所でなければ行政事務を行うことが必要不可欠であるため	－	－	－	900,000	－	－	－	－	－	－	４月分記載漏れ
×	競争性のない随意契約	職員宿舎建物賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官関東農政局渡良瀬川中央農地防災事業所長松谷孝史	群馬県太田市大島町582-1	平成21年4月1日	有限会社メディオアイ	群馬県太田市飯塚町541-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所でなければ行政事務を行うことが必要不可欠であるため	－	－	－	1,992,000	－	－	－	－	－	－	４月分記載漏れ
×	競争性のない随意契約	職員宿舎建物賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官関東農政局渡良瀬川中央農地防災事業所長松谷孝史	群馬県太田市大島町582-1	平成21年4月1日	－	－	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所でなければ行政事務を行うことが必要不可欠であるため	－	－	－	804,000	－	－	－	－	－	－	４月分記載漏れ
×	競争性のない随意契約	職員宿舎建物賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官関東農政局渡良瀬川中央農地防災事業所長松谷孝史	群馬県太田市大島町582-1	平成21年4月1日	－	－	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所でなければ行政事務を行うことが必要不可欠であるため	－	－	－	1,044,000	－	－	－	－	－	－	４月分記載漏れ
×	競争性のない随意契約	職員宿舎建物賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官関東農政局渡良瀬川中央農地防災事業所長松谷孝史	群馬県太田市大島町582-1	平成21年4月1日	－	－	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所でなければ行政事務を行うことが必要不可欠であるため	－	－	－	960,000	－	－	－	－	－	－	４月分記載漏れ
×	競争性のない随意契約	職員宿舎建物賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官関東農政局渡良瀬川中央農地防災事業所長松谷孝史	群馬県太田市大島町582-1	平成21年4月1日	株式会社宮津製作所	群馬県邑楽郡大泉町仙石3-24-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所でなければ行政事務を行うことが必要不可欠であるため	－	－	－	4,320,000	－	－	－	－	－	－	４月分記載漏れ